

小清水町移住体験住宅（ちょこっと暮らし住宅）概要説明

■ ちょこっと暮らし ■

小清水町に移住を検討している方や魅力を感じている方を対象に、町内の環境や雰囲気、日常生活の状況を実際に体験してもらうために移住体験住宅をご用意しました。まずは本格的な「田舎暮らし」を始める前に、お試し住宅で田舎暮らしを体験してみませんか？

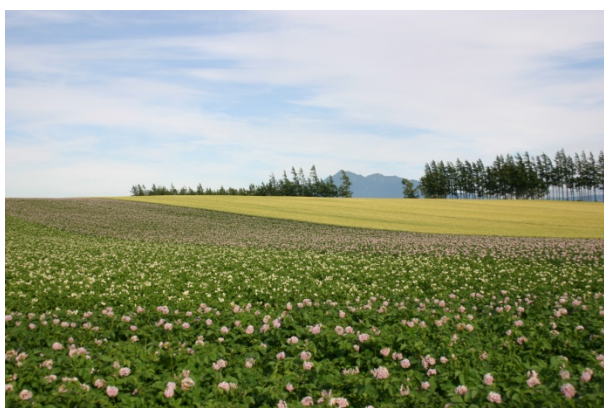
■ 小清水町の概要 ■

「小清水町」と書いて「こしみずちょう」と読みます。町名の由来は、町内を流れる「ポンヤムベツ川」がアイヌ語で「小さい清水の川」という意味を持つことから名付けられています。

北海道の東北端、オホーツク総合振興局管内の東北部に位置し、北はオホーツク海、東は斜里町、清里町、西は濤沸湖、浦士別川を境に網走市、大空町東藻琴。南は藻琴山から野上峠を境に釧路総合振興局管内弟子屈町に接しています。

東西18.3km、南北30.4km、総面積287.04kmを有し、そのうち55%が森林、原野で占められ、農用地が37%と農業を基幹産業とするまちです。

気候は、年平均気温が約6℃、年間降水量は800～900mm程度です。基幹産業である農業の作業期間（5月～9月）の日照時間は約800時間と多く、良い気象条件が広大な農地や丘陵地を生かし、機械化された大規模な畑作・酪農を中心に生産性の高い農業を展開しています。



（↑斜里岳を背景に、前にじゃがいも畑、奥は小麦畑です。）



（↑大規模な畑の小麦を収穫するため、大きなコンバインが畑を走ります。）

■ 交通手段について ■

公共交通機関は、路線バス（網走バス）が網走市またはJR浜小清水駅から町内中心部にあるバスターミナルまで（平日1日8往復、土日祝日6往復）走っています。

近隣空港である女満別空港（大空町）からはレンタカーを使うことをお勧めします。田舎暮らしには車は必需品です。



■お試しちょっと暮らし住宅の施設概要

- 所在地 北海道斜里郡小清水町南町2丁目48番地6-1
交通ターミナル（網走バス）から徒歩約10分（1km）
- 構造等 木造平屋建 3LDK（洋室3部屋、72.87㎡（約22坪）
石油給湯器（台所、風呂）、水洗トイレ（下水道）
- 駐車場 有り
- その他 同一敷地内の別棟には、教職員・観光協会職員などの町外から転入された方が住んでいます。

※住宅は、高齢者、障害者等のためのバリアフリーではありません。

※住宅は民間が所有する住宅を、小清水町が借り上げ、それを転貸する物件となっています。退去時の原状回復については、町および所有者との協議で決定されますので、利用する方には承諾していただきます。

〈外観〉

外観北側



外観南側



〈室内〉

リビング



キッチン



寝室（ダブルルーム）



寝室（シングルルーム）



■ 備品一覧 ■

石油ストーブ、ダブルベッド・シングルベッド各1台、32型テレビ、冷蔵庫、全自動洗濯機、プロパンガス台、掃除機、電子レンジ、炊飯器、電気ポット、ドライヤー、物干しスタンド、調理道具、食器戸棚、食器一式、テーブル、ソファー

※給湯器は石油燃焼式です。

※上記以外の物品、日常生活用品は各自でご用意ください。

※インターネット接続（無料 Wi-Fi）

※固定電話はつながっていません。携帯電話などをご用意ください。

■ 申込資格（入居対象者） ■

(1) 申請者は必ず入居される方であること（代理申請は認めません）。

申請者が未成年の場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。

また、未成年者のみでの入居（単身、グループを含む）も認めていません。

(2) 申請者を含む利用者の合計が5人以内であること。ただし、扶養する児童や両親との同居利用など特別な事情がある場合は別途相談ください。

(3) 申請者を含む利用者全員が小清水町外に住民登録を行っている方。

(4) 転勤等による転入予定者でないこと。

(5) 申請者を含む利用者に外国人が含まれる場合は、その外国人の在留資格が永住者または特別永住者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員、指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員でないこと。

(7) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

■ 入居期間および借用料

(1) 期間

4月～10月：1週間以上1ヶ月以内

11月～3月：1週間以上2ヶ月以内

(2) 借用料（入居前にお支払ください。）

4月～10月 70,000円（月額）

11月～3月 35,000円（月額）。

（貸付期間が1ヶ月未満の場合は、1ヶ月料金の30分の1に貸付期間の日数を乗じた借用料を算出します。）

■ 借用料に含まれている経費

- ・住宅借用料
- ・電気料・上下水道使用料・ガス料金・灯油料金
- ・NHK受信料

■ 借用料に含まれていない経費

- ・生活上の消耗品（洗濯用洗剤、タオルなど）※トイレトーパー、有料ごみ袋は完備
- ・飲食費、交通費
- ・小清水町までの旅費および滞在経費

■ 利用者が遵守していただきたい事項

(1) 申請書に記載した利用者以外の方が利用・居住しないこと。

(2) 留守や就寝中に施錠するなど施設を善良に管理すること。

鍵を紛失したときは、新たな鍵（シリンダーを含む）に交換していただきます。

(3) 火気の取り扱いに細心の注意を払うとともに水道の凍結防止に配慮することおよび備え付けの備品を適切に取り扱うこと。

(4) 施設周りの除草や除雪を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の清潔の保持など必要な整備をすること。

(5) ごみは、決められた分別手法に従い排出すること（燃えるごみ、燃えないごみ、資源物）。※自治会で決められたルールは守っていただくようお願いします。

■ 利用者が制限される行為

(1) 転勤などの職務上の異動において住宅を利用すること。

(2) 麻薬類（興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められる、いわゆる「危険ドラッグ」等を含む。）、鉄砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造、保管、または使用すること。

(3) 大型の家具その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。

(4) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

- (5) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- (6) 物品の売買、寄付の要請、その他これに類する行為。
- (7) 事業その他開業すること、または興業を行うこと。
- (8) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (9) 文書、図書、その他の印刷物を貼り付けまたは配布すること。
- (10) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為。
- (11) 周辺、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (12) 周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、周辺、近隣の住民または通行人に不安を覚えさせること。
- (13) 住宅に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- (14) 住宅の全部または一部を転貸し、または権利を譲渡すること。
- (15) 住宅内外において建物に害する行為をすることおよび建物の改造または改装をすること。
- (16) 施設内外において動物等（鳥類、魚類、両生類、は虫類、昆虫類を含む。）を飼育すること。（ペットについては犬猫を問わず、すべての動物の飼育は禁止です。なお、鉢、ポットによる植物を育てることはかまいませんが、退去時にすべて持ち帰っていただきます。また、庭に植物類の苗を植えたり種をまいて育てたりすることも禁止とします。）
- (17) 住宅内でたばこを喫煙すること。
- (18) その他、小清水町移住体験住宅貸付契約書に掲げる禁止または制限される行為。

■ 強制退去

利用者が、施設の借用に関し、借用上の遵守事項、制限行為および公の秩序に反する行為などをした場合は、直ちに強制的に退去していただきます。この場合は、前納した借用料は返却しません。

■ 個人情報の取り扱い

申請書記載事項について個人情報の目的外利用を行うことはありません。ただし、地域安全確保のため警察に入居者の氏名、年齢、職業、前住所などの情報提供を行うことがあります。

また、警察に暴力団員等であるかどうかの照会を行うこともあります。

■ お問い合わせ・お申込み先 ■

小清水町役場企画財政課企画係

〒099-3698 北海道斜里郡小清水町元町2丁目1番1号

電話： 0152（62）4471（直通）

Mail：kikakumgr@town.koshimizu.hokkaido.jp